

公 示

公 示 第 1 8 号

一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の運賃及び料金に係る初乗距離
及び初乗距離を短縮する場合の距離について

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」（平成
1 4 年 7 月 1 日付け公示第 1 4 号） 1. (3) イに規定する初乗距離及び初乗距離
を短縮する場合の距離について、下記のとおり公示する。

平成 1 4 年 7 月 1 日

北陸信越運輸局長 武藤 秀一

記

運賃適用地域名		営 業 区 域	初乗距離	初乗距離を短縮する場合の距離
新潟地区	旧新潟県 A 地区	新潟市 A（新潟市のうち、平成 1 7 年 3 月 2 1 日合併前の新潟市及び平成 1 7 年 3 月 2 1 日に編入された旧豊栄市、旧中蒲原郡亀田町の区域）、北蒲原郡聖籠町の区域	1. 0 1 k m	左の初乗距離から車種区分に応じて認可を受けた加算距離一回分を控除した距離とする。
	旧新潟県 B 地区	旧新潟県 A 地区を除く新潟県の全域	1. 0 8 k m	同上
石川地区	旧金沢地区	金沢市、白山市 A（白山市のうち、平成 1 7 年 2 月 1 日に合併された旧松任市、旧石川郡美川町・鶴	1. 2 2 k m	同上

		来町の区域)、かほく市、野々市市、河北郡の区域		
	旧石川地区	旧金沢地区を除く石川県の全域	1. 08 km	同上
富山地区		富山県の全域	1. 03 km	同上
長野地区	旧長野県 A 地区	長野市 A (長野市のうち、平成 17 年 1 月 1 日合併前の長野市及び平成 17 年 1 月 1 日に編入された旧更級郡大岡村、旧上水内郡戸隠村・鬼無里村の区域)、千曲市、埴科郡の区域	1. 18 km	同上
	旧長野県 B 地区	旧長野県 A 地区を除く長野県の全域	1. 19 km	同上

附 則 (平成 14 年 7 月 1 日付け公示第 18 号)

1. この公示は、平成 14 年 7 月 1 日から適用する。
2. 「一般乗用旅客自動車運送事業 (タクシー) の運賃及び料金に係る初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について」 (平成 14 年 4 月 17 日付け公示第 4 号) は、平成 14 年 6 月 30 日限りで廃止する。

附 則 (平成 15 年 9 月 1 日付け公示第 59 号で一部改正)

この公示は、平成 15 年 9 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 16 年 2 月 23 日付け公示第 108 号で一部改正)

この公示は、平成 16 年 3 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 17 年 1 月 5 日付け公示第 108 号で一部改正)

この公示は、平成 17 年 1 月 5 日から適用する。

附 則 (平成 17 年 2 月 1 日付け公示第 118 号で一部改正)

この公示は、平成 17 年 2 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 17 年 3 月 16 日付け公示第 141 号で一部改正)

この公示は、平成 17 年 3 月 21 日から適用する。

附 則 (平成 18 年 3 月 30 日付け公示第 129 号で一部改正)

この公示は、平成 18 年 3 月 31 日から適用する。

附 則 (平成 20 年 7 月 2 日付け公示第 41 号で一部改正)

この公示は、平成 20 年 7 月 4 日から適用する。

附 則 (平成 26 年 2 月 28 日付け公示第 108 号で一部改正)

1. この公示は、平成 26 年 2 月 28 日から適用する。
2. 初乗距離短縮した運賃については、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 27 年 12 月 24 日付け公示第 65 号で一部改正)

この公示は、平成 27 年 12 月 24 日から適用する。

附 則（令和元年８月３０日付け公示第４１号で一部改正）

- １．この公示は、令和元年８月３０日から適用する。
- ２．初乗距離短縮した運賃については、令和元年１０月１日から適用する。

附 則（令和元年１２月１３日付け公示第７２号で一部改正）

- １．この公示は、令和元年１２月１３日から適用する。
- ２．初乗距離短縮した運賃については、令和２年２月１日から適用する。

附 則（令和４年８月２５日付け公示第４４号で一部改正）

- １．この公示は、令和４年８月２５日から適用する。
- ２．初乗距離短縮した運賃については、令和４年９月２４日から適用する。

附 則（令和５年５月２６日付け公示第１２号で一部改正）

- １．この公示は、令和５年５月２６日から適用する。
- ２．初乗距離短縮した運賃については、令和５年６月２６日から適用する。

附 則（令和５年８月１０日付け公示第４０号で一部改正）

- １．この公示は、令和５年８月１０日から適用する。
- ２．初乗距離短縮した運賃については、令和５年９月１１日から適用する。

附 則（令和５年８月２５日付け公示第５３号で一部改正）

- １．この公示は、令和５年８月２５日から適用する。
- ２．初乗距離短縮した運賃については、令和５年９月２５日から適用する。

附 則（令和６年１２月２４日付け公示第６４号で一部改正）

- １．この公示は、令和６年１２月２４日から適用する。

附 則（令和７年１１月２１日付け公示第５７号で一部改正）

- １．この公示は、令和７年１１月２１日から適用する。
- ２．初乗距離を変更した運賃については、令和７年１２月２２日から適用する。